

令和 年 月 日

吹田市水道事業管理者職務代理者

吹田市水道部長 宛

直結給水用増圧装置設置条件承諾書

申込者（所有者）

住所

氏名

電話番号

増圧装置の設置場所	吹田市	
増圧装置の管理責任者	住 所	
	氏 名	 TEL

直結給水用増圧装置を設置するにあたり、下記事項について承諾いたします。また下記事項の他、取り扱い上必要な事項については、吹田市水道条例及び同施行規程を遵守して施行いたします。

記

- 次の特徴を理解し、使用者などに周知させるとともに、増圧装置による給水についての苦情を水道部に一切申し立てないこと。
 - 増圧装置が停電や故障等により停止したときに、断水となり水の使用ができなくなること。
 - 増圧装置を設置した場合は、受水槽のような貯留機能がないため、水道部が行う工事による断水及び緊急的な断水の際に、水の使用ができなくなること。
- 増圧装置の設置に起因して、逆流又は漏水が発生し水道部もしくはその他の使用者等に損害を与えた場合は、管理責任者が責任を持って補償すること。
- 既設の受水槽以下の設備を利用し増圧装置を設置した場合、これに起因する漏水等の事故については、管理責任者又は使用者等の責任において解決すること。
- 市配水管より分岐後の給水装置の第一バルブ以降については、管理責任者で責任を持って維持・管理を行うこと。
- 増圧装置の機能を適正に保つため、適宜、保守点検及び修理をおこなうとともに専門知識を持った関係者により、年一回以上の定期点検を行うこと。
- 給水装置及び増圧装置の管理責任者に変更が生じた場合は、直結給水用増圧装置設置条件承諾書の内容を承継すること。
- 直結増圧式給水に起因する紛争等については、当事者間で解決し、水道部には一切迷惑

をかけません。